

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年9月26日 13時30分ごろ
発生場所	鳥取県 <sup>だいせん</sup> 大山町北東方沖 御来屋港沖防波堤灯台から真方位042° 2.5海里付近 (概位 北緯35° 32.7′ 東経133° 31.6′)
事故の概要	漁船 <sup>りゅうせい</sup> 龍生丸は、南進中、また、漁船 <sup>たか</sup> 第一敬丸は、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年10月18日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 龍生丸、3.4トン TT3-7849（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第一敬丸、3.2トン TT3-9385（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部に亀裂 B 右舷船首部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、さわら漁を行いながら約4～4.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で南進中、右舷船首方に東進する操業中のB船を認めた。 船長Aは、B船が避航した方向に避航すると衝突の被害が大きくなると思い、B船の動向を注視していたところ、動きがないので至近になって左舵を取ったものの、A船の右舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 船長Aは、本事故後、もっと早期に大きく右転するなどしてB船を避航していればよかったと思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、さわら漁を行いながら約4～4.3ノットの速力で東進中、船首方のみを見て周囲に航行の支障となる船舶はいないと思い、船尾甲板上で下を向いて漁具の準備などを行いながら、航行を続けていたところ、A船の接近に気付かず、A船と衝突した。
分析	A船は、南進中、船長Aが、右舷船首方にB船を認めた際、B船が避航した方向に避航すると衝突の被害が大きくなると思い、B船の動

	<p>向を注視して、針路及び速力を保持して航行を続けたことから、回避する時機が遅れ、左舵を取ったものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、東進中、船長Bが、船首方のみを見て周囲に航行の支障となる船舶はないと思い、下を向いて漁具の準備などを行いながら針路及び速力を保持して航行を続けたことから、A船の接近に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A船が南進中、B船が東進中、船長Aが、右舷船首方にB船を認めた際、B船が避航した方向に避航すると衝突の被害が大きくなると思い、針路及び速力を保持して航行を続け、また、船長Bが、船首方のみを見て周囲に航行の支障となる船舶はないと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、接近する他船を認めたときには、継続して方位、距離などを確認しながら見張りを行い、衝突のおそれがあるときは、早期に避航動作をとること。</li> <li>・ 船長は、常時、周囲の適切な見張りを行い、接近する他船を認めたときは、余裕のある時機に汽笛で注意喚起を行うなど、衝突を避けるための措置を採ること。</li> </ul>